

1 企画提案コンペの目的

三重県立四日市高等学校（以下「本校」という。）は、生徒1人につき1台の学習端末を活用し、すべての子どもたちの可能性を引き出す学び（個別最適な学び、協働的な学び）を推進するため、令和4年度入学生から、保護者の費用負担によって生徒用の学習端末を導入している。

今回、令和7年度から令和9年度の入学生が使用する学習端末の購入について、本校が学習端末納入業者及び購入価格を決定のうえ、保護者に斡旋を行うことで、保護者個人で購入するよりもスケールメリットを図るとともに、円滑な調達の実現をめざす。

については、本調達を行うにあたって、企画提案コンペ方式により、本調達に対する意欲、資質、技術力及び企画力等が優れた者を募集する。

2 企画提案コンペの内容

(1) 業務名

三重県立四日市高等学校における学習端末調達等業務

(2) 業務内容

「三重県立四日市高等学校における学習端末調達等業務仕様書」のとおり

3 学習端末1台あたりの販売上限額

90,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額には、学習端末調達等仕様書に示すオプション品を除き、企画提案書に基づく業務のすべてを含む。

4 企画提案者の参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 本事業を実施するうえで十分な経験と知識を有する者であること。
- (2) 当該企画提案コンペにかかる協定を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (6) 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

5 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 企画提案者が同一事項のコンペに対して二つ以上の提案をしたとき。
- (3) 企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額（税込）、住所、名前、代表者印、若しくは重要な文字に誤謬・脱漏があったとき、または認識しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (6) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (7) その他、協定担当者が予め指示した事項に違反したとき又は企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）に虚偽の記載があった場合など、参加資格がないと認められた場合にのみ、企画提案コンペ参加申込者宛て通知する。

参加資格確認結果通知日：令和6年10月8日（火）

7 企画提案コンペの実施方法

この企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「三重県立四日市高等学校における学習端末調達等業務企画提案コンペ選定委員会」において、プレゼンテーション審査を行ったうえで総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

8 企画提案コンペ参加者に求められる義務

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・1部

※ 「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。

イ 企画提案書・・・・・・・・・・8部

原則A4判・両面印刷・文字サイズ10ポイント以上（長辺側を綴じてください。）

なお、企画提案書には、必ず下記の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。

① 調達に係る全体のスケジュール及び業務実施体制について

全体のスケジュール及び業務実施体制を示すとともに、過去3ヵ年（令和3年度～令和5年度）に類似した業務の実績（業務の実績がある場合には、より大規模な調達案件の実績）を別紙契約実績証明書に1件以上示すこと。

② 学習端末の仕様について

別紙1「学習端末調達等仕様書」を満たす学習端末の仕様を記載するとともに、その根拠となるカタログ等の資料を添付すること。

- ③ 学習端末の保証について
別紙1「学習端末調達等仕様書」を満たす学習端末の保証・サービス内容について記載するとともに、故障時等の対応フローを示すこと。
- ④ オプション品について
別紙1「学習端末調達等仕様書」に記載するオプション品について見積を行うこと。
- ⑤ 購入手続き等および納品について
生徒（保護者）が学習端末の注文、支払、受取のプロセスを理解しやすく、簡便な方法で学習端末を購入できる仕組みを提案すること。なお、注文から受取までのプロセス等を示す資料を添付すること。
- ⑥ MDM（モバイルデバイス管理）・Apple School Manager について
別紙1「学習端末調達等仕様書」に記載する仕様を満たすものであることを記載すること。
- ⑦ 持込み・貸与について
別紙1「学習端末調達等仕様書」に記載する持込み・貸与の端末に対する初期設定費用の見積を行うこと。
- ⑧ サポート・保守について
別紙1「学習端末調達等仕様書」を満たすサポート・保守内容について記載するとともに、対応フローを示すこと。

※ 上記①～⑧の各内容の提案について、提供資料等のサンプル（ECサイトの画面イメージの例など）を補足資料として提出することは可能。また、サンプルの様式は自由。

その他、本事業の目的を達成するために有効だと思われる内容やサービス等があれば併せて提案すること。当該内容も評価の対象とする。

ウ 見積書・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写7部）

学習端末1台あたりの販売価格の積算根拠が明らかになるように作成すること。

また、見積は販売手数料・消費税等も含めた1台あたりの単価を示すこと。

なお、見積単価は原則変更しないこととするが、見積価格に変動が見込まれる場合は、企画提案コンプレゼンテーションの場にてご説明いただくようお願いいたします。

エ 提案事業者の概要書・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写7部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革、提案理由等を簡潔に記載したもの。

(2) 提出期限 令和6年10月4日（金）16時まで（必着）

(3) 提出場所 〒510-8510 三重県四日市市富田四丁目1番43号
三重県立四日市高等学校 事務室

(4) 提出方法

厳封のうえ、上記提出場所に持参又は郵送すること。

(5) 受理の確認

企画提案資料を郵送する場合は書留郵便とし、必ず提出期限までに電話にて、受理の確認をすること。

9 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

企画提案コンペ（プレゼンテーション審査）

(2) 評価方法

提出のあった企画提案書を、以下のとおり個々に評価を行い、総合点で最優秀企画提案を決定する。

ア 1人あたりの学習端末の価格

※ 学習端末本体、学習端末保証等の積算根拠及び生徒（保護者）への販売価格の妥当性等

イ 学習端末の保証・サービス及びサポート体制

※ 学習端末の保証・サービスの内容、故障時のサポート体制及び対応の簡便さ等

ウ 学習端末購入の仕組み

※ 生徒（保護者）が購入するにあたって、注文から納品までのプロセスがわかりやすい仕組みになっているか、支払の際の決済方法の選択肢が充実しているかどうか等

エ MDM（モバイルデバイス管理）

※ Apple School Manager とMDMの連携、MDMの構築等に要する初期費用が各入学年度ごとに平準化されているか等

オ 実施体制と業務遂行能力

※ 本校との連絡体制や、社内体制及び業務に関する社外組織との連絡体制が確保されており、確実に業務が遂行できるスケジュール・実施体制であるか、過去の実績から業務遂行能力があるかどうか等

(3) 審査の実施及び選考結果の通知

ア プレゼンテーション審査日 令和6年10月18日（金）（予定）

選定委員会で総合的に審査を行い、最優秀提案者を選定する。

イ 選考結果通知日 令和6年10月23日（水）（予定）

各参加者に対し文書で通知する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

本調達には、個人負担による購入であるため、当校が契約当事者として契約せず、協定の締結を行う。

最優秀提案者を調達予定者とし、調達予定者と協定条件及び業務仕様書の内容を踏まえ協議を行い、調達予定者が当該業務仕様書に基づく見積書を提出したうえで、本校と協定を締結する。

なお、最優秀提案者との協定締結時には、下記の書類が各1部必要になるので留意すること。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」

（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

11 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

公告日の翌日9時から令和6年9月19日(木)12時まで

(2) 質問の提出

文書(様式自由、ただし規格はA4判とする。)にて行うものとし、本校宛て持参、ファクシミリ、メール(mail@shiko.ed.jp)のいずれかの方法で提出すること。ファクシミリ、メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部署名、名前、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできない。

- ・ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・ 積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容

(4) 質問に関する回答

令和6年9月26日(木)までに、原則、三重県のホームページに掲載する。

12 個人情報の取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、業務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるので、留意すること。

13 暴力団等排除措置要綱による協定の解除

本校は、調達予定者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、協定を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務

調達予定者が協定の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- ウ 本校に報告すること。
- エ 協定の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本校と協議を行うこと。

15 障がいを理由とする差別の解消の推進

業務を実施するにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第8条第2項（合理的配慮の提供業務）に適切に対応するものとする。

16 その他

（1）企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とする。

（2）その他特記事項

ア 企画提案コンペ及び協定の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提出のあった提案資料については、返還しない。

ウ 提出された提案資料については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき情報公開の対象となる。

エ この案件は、協定書による協定締結が必要である。

オ その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

17 窓口

〒510-8510

三重県四日市市富田四丁目1番43号

三重県立四日市高等学校 事務室 桂

T E L : 059-365-8221 FAX : 059-365-8222

m a i l : mail@shiko.ed.jp